

証券コード 3698  
2023年12月6日  
(電子提供措置の開始日2023年11月29日)

株 主 各 位

東京都渋谷区桜丘町20番1号  
株式会社CRI・ミドルウェア  
代表取締役社長 押見正雄

## 第23回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第23回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、本総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の当社ウェブサイト「第23回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.cri-mw.co.jp/ir/stock/meeting/>



また、上記の他、東京証券取引所ウェブサイトにも掲載しております。当社ウェブサイトにて、電子提供措置事項を閲覧できない場合には、以下の東京証券取引所ウェブサイト（上場会社情報サービス）にアクセスの上、銘柄名（会社名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、電子提供措置事項をご確認くださいようお願い申し上げます。

東京証券取引所ウェブサイト（上場会社情報サービス）  
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席願えない場合は、郵送（書面）又はインターネットにより議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、2023年12月20日（水曜日）午後7時までに議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。郵送（書面）又はインターネットによる議決権行使については次頁以降をご確認ください。

敬 具

記

1. 日 時 2023年12月21日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号  
渋谷ソラスタ4階 渋谷ソラスタコンファレンス4D  
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第23期（2022年10月1日から2023年9月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第23期（2022年10月1日から2023年9月30日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
  - 第1号議案 定款一部変更の件
  - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
  - 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
  - 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）報酬額改定の件
  - 第5号議案 退職慰労金制度の廃止に伴う打ち切り支給の件

以 上

株主総会終了後、引き続き同会場にて、株主の皆様当社へのご理解を深めていただくため、事業説明会を開催いたします。  
お時間の許す限りご参加くださいますようご案内申し上げます。

◎電子提供措置事項のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」として表示すべき事項につきましては、法令及び当社定款第17条の定めに基づき、各ウェブサイトに掲載しており、ご送付している書面には記載しておりません。

なお、会計監査人が会計監査報告書を、監査等委員会が監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、ご送付している書面記載のもの他、この「連結注記表」及び「個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにてその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

# 議決権行使のご案内

## 株主総会にご出席いただけない場合



### 書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

**行使期限** 2023年12月20日（水曜日）午後7時到着分まで

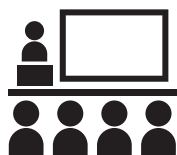


### インターネットによる議決権行使

当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、画面の案内に従って、賛否をご入力ください。  
なお、詳細につきましては、次頁をご参照ください。

**行使期限** 2023年12月20日（水曜日）午後7時まで

## 株主総会にご出席いただける場合



### 株主総会への出席

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。  
また、議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。

**開催日時** 2023年12月21日（木曜日）午前10時

#### ご注意事項

- ※書面による議決権行使とインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合は、到着日時を問わずインターネットによるものを有効な議決権行使といたします。
- ※インターネットによる議決権行使が複数回なされた場合は、最後のものを有効な議決権行使といたします。
- ※議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金等は、株主の皆様のご負担となります。

# インターネットによる議決権行使について

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にてご利用いただけます。

ご利用に際しては、次に記載する内容をご一読いただき、ご確認の上ご利用いただけますようお願い申し上げます。

なお、インターネットによる議決権行使には、議決権行使書用紙の裏面に記載の「議決権行使コード」と「パスワード」が必要になります。

議決権行使書	株主番号 012345678	議決権行使制度	10 期																							
<b>〇〇〇〇株式会社</b> 御中 ねは、〇〇〇〇年〇月〇〇日開催の貴社第〇〇回定時株主総会（議決権行使書用紙に記載を含む）におきまして、貴株主様より、本議決権行使書にてお申し込みの議決権行使を行います。 〇〇〇〇年 〇月 〇日	<table border="1"><thead><tr><th>議決権</th><th>第1号議決案</th><th>第2号議決案</th><th>第3号議決案 (議決権行使)</th><th>第4号議決案 (議決権行使)</th><th>第5号議決案</th></tr></thead><tbody><tr><td>賛成</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td></tr><tr><td>反対</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td></tr><tr><td>棄権</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td></tr></tbody></table>	議決権	第1号議決案	第2号議決案	第3号議決案 (議決権行使)	第4号議決案 (議決権行使)	第5号議決案	賛成	◎	◎	◎	◎	◎	反対	◎	◎	◎	◎	◎	棄権	◎	◎	◎	◎	◎	<p>お 願 い</p> <ol style="list-style-type: none"><li>株主総会にご出席されない場合は、この議決権行使書用紙に捺印をご表示いただき、お手持の封筒に封入の上郵送にて送付くださるようお願いいたします。</li><li>個人別議決権行使書用紙の議決権行使書用紙ご表示の欄、一部の株主様につき異なる意思が表示される場合は、「株主総会参考資料」に記載の当該株主様の住所をご記入ください。</li><li>貴封のご表示は、顔色のボールペンにより、はっきりと〇印をご記入ください。</li><li>議決権をインターネットで行使される場合は、下記記載のウェブサイトにて議決権行使コードとパスワードによりアクセスのうえ、お手持の封筒に封入の上郵送にて送付くださるようお願いいたします。この場合、議決権行使書用紙を返される必要はありません。</li></ol>
議決権	第1号議決案	第2号議決案	第3号議決案 (議決権行使)	第4号議決案 (議決権行使)	第5号議決案																					
賛成	◎	◎	◎	◎	◎																					
反対	◎	◎	◎	◎	◎																					
棄権	◎	◎	◎	◎	◎																					
名称のつきかたの表示が異なる場合は、貴株主様の住所の表示が正しいものにより取り扱われます。 〇〇〇〇株式会社 100-8233 千代田区丸の内1丁目4番1号 代 行 大 部	00000000000000000000 K1T-00000001#	スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード	〇〇〇〇株式会社																							

「スマート行使」について



同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取ることにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。なお、この方法での議決権行使は1回に限ります。

## 1 WEBサイトへアクセス

\*\*\* ようこそ、議決権行使ウェブサイトへ! \*\*\*

●本サイトのご利用にあたっては、「インターネットによる議決権行使について」の記載内容をよく読み、いただき、ご理解いただけるようお読みください。

＜その他のご案内＞

- 本サイトに電子配信に利用のお届けが確定手続きは完了を完了していただき、
- 本サイトに電子配信を行う、お届先をご希望の方で、すでに登録されているメールアドレスの宛先を電子配信の宛先に変更する場合は、お届先の変更をお願いいたします。
- 住所変更や単元非議決権の異動請求などの用紙送付のご依頼は、お届先を完了していただき、

## 2 ログインする

\*\*\* ログイン \*\*\*

●議決権行使コードを入力。【ログイン】ボタンをクリックしてください。  
●議決権行使コードは議決権行使書用紙に記載しております。  
（電子メールによりお届先へお知らせいたします。各株主様の場合は、お届先へお知らせするメール本文に記載しております）

議決権行使コード:

## 3 パスワードの入力

\*\*\* ご自身で登録するパスワードへの変更 \*\*\*

●パスワードを変更の際は、パスワードを自分で確認するために変更します。  
●議決権行使書用紙に記載のログイン用パスワードと異なるパスワードを入力した場合、【ログイン】ボタンをクリックしていただき、お届先へお知らせするメール本文に記載いたします。

議決権行使書用紙に記載のパスワード:  ログイン用パスワード

ご変更するパスワード:

ご変更するパスワードを再入力してください:

（※パスワードは「英数字、半角記号」のみで入力してください。パスワードは10文字以上、8文字未満は入力できません。）  
※パスワードの登録は、必ずしも必須ではありません。ただし、パスワードを登録することで、お届先へお知らせするメール本文に記載いたします。

## 4 以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

本サイトでの議決権行使に関するパソコン、スマートフォン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート専用ダイヤル

 **0120-652-031** (受付時間 9:00~21:00)

# 事業報告

(2022年10月1日から  
2023年9月30日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、海外経済の回復ペース鈍化の影響を受けつつも、企業収益は全体として高水準で推移し、業況感は緩やかに改善しており、景気は緩やかに回復しております。

当社グループを取り巻く事業環境については、新型コロナウイルス感染症の影響が和らぎ、働き方がテレワークから出社中心に戻る動きも一部見られるものの、コロナ禍を契機として普及したテレワークは、新たな働き方として認識されつつあり、ボイスチャットやWeb会議ツールなどオンラインコミュニケーションツールの活用は常態化しております。また、メタバースと呼ばれる仮想空間の熱狂的なブームは落ち着いたものの、メタバースの活用を真剣に検討してきた事業者にとって、ビジネス展開を加速するための環境が整い、今後メタバースを次世代プラットフォームとして活用する機会が増えるものと予想されます。

これらの状況下、当社グループは、オンラインコミュニケーションプラットフォーム「CRI TeleXus (シーアールアイ テレックス)」の開発を行うとともに、今後成長が見込める事業、市場を見据えた研究開発体制を整備し、事業基盤の拡大、グループシナジーの創出に注力いたしました。

当連結会計年度の業績は、売上高2,990,991千円(前期比5.3%増)、営業利益344,882千円(前期比254.0%増)、経常利益379,259千円(前期比173.8%増)となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、特別損失の計上により232,583千円(前期は339,600千円の親会社株主に帰属する当期純損失)となりました。

セグメント毎の経営成績は、次のとおりであります。

(ゲーム事業)

当社製ミドルウェア「CRIWARE (シーアールアイウェア)」等の国内ライセンス売上は、当第3四半期において複数の一括ライセンス契約を受注したことにより、増加いたし

ました。一方、海外向けは、中国において新型コロナウイルス感染症の影響で停滞していたライセンス売上が当第3四半期より回復に転じたものの、これまでのマイナス分を補うまでには至らず、減少いたしました。株式会社ツーフアィブが行う音響制作は、音声収録業務が堅調に推移いたしました。株式会社アールフォース・エンターテインメントが行うゲーム開発/運営の売上は、当第2四半期で終了した開発案件に代わる大型の新規案件を獲得できず、減少いたしました。当セグメントの売上高は1,971,809千円（前期比8.9%減）、セグメント利益は184,970千円（前期比20.3%増）となりました。

（エンタープライズ事業）

組込み分野の売上は、カラオケ案件の受注が好調に推移し、増加いたしました。また、モビリティについても、ADX-AT（サウンド開発ソリューション）の採用台数が大幅に増加したことによりライセンス収入が伸長し、増加いたしました。新規分野の売上は、CEDECなどのカンファレンスシステム開発案件を複数受注し、増加いたしました。また、特定顧客からの公共系システム開発案件が堅調に推移したことに加え、当第3四半期で新たに電子玩具向けシステム開発案件を受注したことにより、増加いたしました。当セグメントの売上高は1,019,182千円（前期比50.6%増）、セグメント利益は159,912千円（前期は56,338千円のセグメント損失）となりました。

## ② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資につきましては、主にソフトウェアや備品の取得を行い、その設備投資総額は165,219千円となりました。

## ③ 資金調達の状況

特筆すべき事項はありません。

## (2) 財産及び損益の状況

区 分	第 20 期 (2020年9月期)	第 21 期 (2021年9月期)	第 22 期 (2022年9月期)	第 23 期 (当連結会計年度 (2023年9月期))
売 上 高 (千円)	2,349,739	2,892,550	2,840,897	2,990,991
経 常 利 益 (千円)	457,894	335,728	138,506	379,259
親会社株主に帰属する当期純利益 又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (千円)	373,748	199,702	△339,600	232,583
1 株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	70.60	36.71	△62.23	43.77
総 資 産 (千円)	5,236,711	5,532,311	5,016,660	5,159,044
純 資 産 (千円)	3,681,200	3,961,729	3,536,213	3,550,469
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	678.28	720.58	641.16	672.43

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は期中平均発行済株式総数により算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を第22期の期首から適用しており、第22期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の金額となっております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社ツーファイブ	3,200千円	100%	音響制作、CDの製作販売、レコーディングスタジオの運営、イベントの企画運営等
上海希艾維信息科技有限公司 (CRI Middleware China Co.,Ltd.)	2,000千中国元	70%	中国におけるCRIWAREのライセンス提供、技術サポート

(注) 当社の連結子会社でありました株式会社アールフォース・エンターテインメントは、2023年9月29日付で当社が保有する全株式を譲渡したことにより、連結の範囲から除外しております。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境は、技術革新のスピードが速く、最新のトレンドが目まぐるしく変化する厳しい環境です。また、海外の経済・物価動向、資源価格の動向、企業の賃金・価格設定行動など、わが国経済・物価を巡る不確実性はきわめて高く、予断を許さない状況が続いております。

このような環境の中、当社グループは、ゲーム事業で得られた技術やノウハウ、知見、資金を、エンタープライズ事業の研究開発や営業強化に投下することで、事業領域を拡げ、グループ全体で飛躍的な成長をめざします。また、テレウェア構想の実現のために、オンラインコミュニケーションプラットフォーム「CRI TeleXus（シーアールアイ テレックス）」への技術開発投資を継続するとともに、将来の事業の柱として期待する「モビリティビジネス」に対しても技術開発投資を継続いたします。

セグメント別には、次の課題に取り組みます。

##### ① ゲーム事業

オンラインコミュニケーションプラットフォーム「CRI TeleXus（シーアールアイ テレックス）」への技術開発投資を継続するとともに、採用実績を積み上げ、CRI TeleXusの品質や性能をアピールいたします。また、CRIWAREについては、マルチプラットフォーム・マルチエンジンの全方位戦略を継続するとともに、CRIWAREユーザー拡大に向けて、業界内コミュニティの形成や認知度向上に改めて注力いたします。

海外向けは、新作ゲームの認可再開やロックダウン解除により復調しつつある中国市場に引き続き注力し、現地子会社と連携した販促強化により受注拡大を目論みます。

##### ② エンタープライズ事業

組込み分野につきましては、引き続きカラオケ案件に注力するとともに、新製品となる音の1チップソリューション「CRI SOLIDAS（シーアールアイ ソリダス）」の拡販に努めます。

モビリティ分野につきましては、新製品「CRI Glassco（シーアールアイ グラスコ）」への開発投資を継続いたします。また、「CRI ADX Automotive（シーアールアイ エーディーエックス オートモーティブ）」の量産車両への更なる採用拡大を目論みます。

クラウドソリューション分野につきましては、引き続きWeb動画ソリューション及びWeb画像軽量化ソリューションの拡販を進めます。加えて、これまで培ってきたネットワーク技術を活かし、大規模開発案件を受託し、当社の技術力の高さをアピールします。



## (5) 主要な事業内容 (2023年9月30日現在)

当社グループは、「ゲーム」及び「エンタープライズ」の2事業を主要な事業としております。

### ① ゲーム事業

主にゲーム業界向けに、ゲーム開発をスムーズかつ効率的に行うための音声・映像関連ミドルウェアの提供や、画像最適化ソリューションの提供、音響制作等を行っております。

### ② エンタープライズ事業

ゲーム事業で培った音声・映像関連の技術を活かし、主にゲーム業界以外の業界向けに、音声・映像関連ミドルウェアやソリューションの提供、関連する受託開発等を行っております。特にモビリティ機器やカラオケ機器、家電・IoT機器などの組込み分野や、Web動画市場やオンラインイベント市場などの新規分野に注力しております。

## (6) 主要な事業所 (2023年9月30日現在)

### ① 当社

名 称	所 在 地
本 社	東京都渋谷区桜丘町20番1号

### ② 子会社

名 称	所 在 地
株式会社ツーフाइブ	東京都渋谷区桜丘町20番1号
上海希艾維信息科技有限公司 (CRI Middleware China Co., Ltd.)	中華人民共和国上海市

## (7) 従業員の状況 (2023年9月30日現在)

### ① 企業集団の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
161名	-53名	37.0歳	7.0年

- (注) 1. 従業員数には、従業員兼務役員を含んでおりません。  
2. 従業員数は就業人員であります。  
3. 従業員数が前事業年度末に比べ53名減少しておりますが、その主な理由は、2023年9月29日付で株式会社アールフォース・エンターテインメントを譲渡したことによるものであります。

### ② 当社の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
138名	+3名	39.6歳	6.7年

- (注) 1. 従業員数には、従業員兼務役員を含んでおりません。  
2. 従業員数は就業人員であります。

## (8) 主要な借入先の状況 (2023年9月30日現在)

該当事項はありません。

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（2023年9月30日現在）

- ① 発行可能株式総数 14,400,000株
- ② 発行済株式の総数 5,578,150株
- ③ 株主数 5,008名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 セ ガ	640,000株	12.25%
C R I ・ ミ ド ル ウ ェ ア 従 業 員 持 株 会	439,800株	8.42%
押 見 正 雄	410,800株	7.86%
古 川 憲 司	200,500株	3.84%
松 下 操	141,800株	2.71%
鈴 木 久 司	120,000株	2.30%
株 式 会 社 S B I 証 券	114,802株	2.20%
平 崎 泰 司	100,000株	1.91%
長 谷 川 聡	90,300株	1.73%
上 田 八 木 短 資 株 式 会 社	90,300株	1.73%

(注) 持株比率は、自己株式（353,477株）を控除して計算しております。

### ⑤ その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

## (2) 新株予約権等の状況

### ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第5回新株予約権
発行決議日		2018年1月18日
新株予約権の数		2,684個
新株予約権の目的である株式の種類と数		普通株式 268,400株 (新株予約権 1個につき 100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり2,800円とする。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権 1個当たり 202,900円 (1株当たり 2,029円)
権利行使期間		2020年12月1日から 2026年2月14日まで
行使の条件		(注)
役員 の 保有状況 (社外取締役を除く)	取締役(監査等委員を除く)	新株予約権の数 1,600個 目的となる株式数 160,000株 保有者数 4名
	取締役(監査等委員)	—

(注) イ 新株予約権者は、当社が金融商品取引法に基づき提出した有価証券報告書に記載された2020年9月期（2019年10月1日から2020年9月30日まで）または2021年9月期（2020年10月1日から2021年9月30日まで）の連結損益計算書における営業利益の額のいずれかが445百万円を超過した場合に限り、新株予約権者に割り当てられた新株予約権を行使することができる。ただし、当社の連結範囲に変動があり、当社において作成される損益計算書が個別損益計算書のみとなった場合は、上記「連結損益計算書」は「個別損益計算書」と読みかえるものとする。

- ロ 新株予約権者は、当社または当社子会社を退任または退職した場合には、未行使の新株予約権を行使できなくなるものとする。ただし、新株予約権者が当社または当社子会社側の都合による退職により権利行使資格を喪失した場合で、当社が諸般の事情を考慮の上、当該新株予約権者による新株予約権の行使を書面により承認した場合は、当該新株予約権者は、権利行使資格喪失の日より1年間経過する日と新株予約権の権利行使期間満了日のいずれか早い方が日が到来するまでに限り、権利行使資格を喪失しなければ行使できるはずであった新株予約権を行使することができる。
- ハ 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- ニ 1個の新株予約権の一部行使は認めない。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

③ その他新株予約権等の状況

2020年12月24日開催の取締役会決議に基づき発行した、第4回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権

券面総額または振替社債の総額	1,000,000,000円
各社債の金額	25,000,000円の1種
発行価額の総額	1,000,000,000円
発行価格	額面100円につき金100円 ただし、本転換社債型新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。
利率 (%)	本社債には利息を付さない。
利払日	該当事項なし。
利息支払の方法	該当事項なし。
償還期限	2025年12月25日

償還の方法	<p>1. 償還金額 額面100円につき金100円。ただし、繰上償還する場合は本欄2.(2)乃至(4)に定める金額による。</p> <p>2. 償還の方法及び期限 (1) 本社債は、2025年12月26日(以下「償還期限」という。)にその総額を償還する。 (2) 当社は、2022年1月12日以降、2025年12月25日までの期間、その選択により、本新株予約権付社債の社債権者(以下「本社債権者」という。)に対して、償還すべき日(償還期限より前の日とする。)の1ヶ月以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、以下に記載の割合を残存する本新株予約権付社債の全部または一部の額面金額に乗じた金額で繰上償還することができる。 ①2022年1月12日から2023年1月11日までの期間：101.5% ②2023年1月12日から2024年1月11日までの期間：103.0% ③2024年1月12日から2025年12月25日までの期間：104.5% (3) 本社債権者は、2024年1月1日以降、その選択により、償還すべき日(償還期限より前の日とする。)の1ヶ月前までに事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、残存する本新株予約権付社債の全部または一部を額面金額で繰上償還することを、当社に請求する権利を有する。 (4) 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>3. 償還元金の支払場所 株式会社C R I・ミドルウェア 経理・財務部 東京都渋谷区桜丘町20番1号 渋谷インフォスター11階</p>
新株予約権に関する事項	<p>新株予約権の目的となる株式の種類 普通株式 発行する新株予約権の総数 40個 転換価額 1株当たり2,327円 行使期間 2021年1月12日から2025年12月25日まで</p>
募集の方法	<p>第三者割当の方法により、全部を次の者に割り当てる。 ウィズAloTエボリューションファンド投資事業有限責任組合</p>
払込期日	<p>2021年1月12日 本転換社債型新株予約権の割当日も同日とする。</p>
担保	<p>本新株予約権付社債には物上担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。</p>
財務上の特約(担保提供制限)	<p>当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債の発行後に当社が今後国内で発行する他の転換社債型新株予約権付社債(会社法(平成17年法律第86号、その後の改正を含む。)第2条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定に基づき、新株予約権の行使に際して、当該新株予約権に係る社債を出資の目的とすることが新株予約権の内容とされたものをいう。)に担保付社債信託法(明治38年法律第52号、その後の改正を含む。)に基づき担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも同法に基づき同順位の担保権を設定する。当社が、本新株予約権付社債のために担保権を設定する場合には、当社は、直ちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。</p>
財務上の特約(その他の条項)	<p>本新株予約権付社債には担保付切替条項等その他一切の財務上の特約は付されていない。</p>

### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役 の 状況 (2023年9月30日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役会長	鈴木 正彦	広報・マーケティング室、グループ情報システム室 管掌
代表取締役社長	押見 正雄	モビリティ事業部、事業開発室 管掌
常務取締役	田中 克己	コーポレート本部 管掌 兼 経営企画室長 株式会社ツーファイブ 取締役 上海希艾維信息科技有限公司 董事長
常務取締役	櫻井 敦史	TeleXus事業推進室 管掌 開発本部長 兼 第5開発部長 上海希艾維信息科技有限公司 董事
取締役	及川 直昭	営業本部長 株式会社ツーファイブ 代表取締役 上海希艾維信息科技有限公司 董事
取締役	飯野 智	株式会社ウィズ・パートナーズ 取締役COO 兼 CO-CEO アクセリード株式会社 取締役 株式会社ARCALIS 取締役会長 IPガイア株式会社 代表取締役会長 株式会社A-Digital 代表取締役社長 アクセルマーク株式会社 取締役会長 NANO MRNA株式会社 社外取締役
取締役 (監査等委員)	鈴木 久和	株式会社タダノ 監査役
取締役 (監査等委員)	金成 壽及	
取締役 (監査等委員)	和藤 誠治	TMI総合法律事務所 パートナー

- (注) 1. 取締役 飯野智氏、鈴木久和氏、金成壽及氏及び和藤誠治氏は、社外取締役であります。
2. 取締役 鈴木久和氏及び金成壽及氏は、以下のとおり財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・取締役 鈴木久和氏は、長年に亘る上場会社におけるIR・財務の分掌役員の経験があります。
  - ・取締役 金成壽及氏は、長年に亘る金融機関での勤務経験と、ゲーム会社における管理部門責任者及び海外でのCFO（最高財務責任者）経験を有しております。
3. 当社は、内部統制システムを利用した監査を実施する方針のため、常勤の監査等委員を選定しておりません。
4. 当社は取締役 鈴木久和氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

5. 当事業年度中の取締役の異動は、以下のとおりです。

- ・2022年12月22日開催の第22回定時株主総会において、新たに及川直昭氏が取締役に選任され、就任いたしました。

6. 当事業年度後の取締役の担当及び重要な兼職の異動は以下のとおりであります。

氏名	新	旧	異動年月日
鈴木 正彦	代表取締役会長	代表取締役会長 広報・マーケティング室、グループ 情報システム室 管掌	2023年10月1日
押見 正雄	代表取締役社長	代表取締役社長 モビリティ事業部、事業開発室 管掌	2023年10月1日
田中 克己	常務取締役 特命プロジェクト長 株式会社ツーファイブ 取締役 上海希艾維信息科技有限公司 董事長	常務取締役 コーポレート本部 管掌 兼 経営企画 室長 株式会社ツーファイブ 取締役 上海希艾維信息科技有限公司 董事長	2023年10月1日
櫻井 敦史	常務取締役 企画本部長 上海希艾維信息科技有限公司 董事	常務取締役 TeleXus事業推進室 管掌 開発本部長 兼 第5開発部長 上海希艾維信息科技有限公司 董事	2023年10月1日



## ② 取締役の報酬等の額

### イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月24日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。決定方針の内容は次のとおりです。

#### a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう配慮した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬(金銭報酬)、業績連動報酬により構成し、社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

#### b. 基本報酬の額または算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

#### c. 業績連動報酬の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標(KPI)を反映した現金報酬とし、各事業年度の営業利益を業績指標とし、その目標値に対する達成度合いに応じて営業利益計画の10%を上限に、翌年の報酬に上乗せして支給する。目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて見直しを行うものとする。

#### d. 基本報酬の額または業績連動報酬の額の割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、決定する。

#### e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容の決定について委任をうけるものとし、代表取締役社長は、各取締役の基本報酬の額及び業績連動報酬の額を決定する。取締役会は、役付取締役協議の原案を審議し、上記の委任を受けた代表取締役社長は、取締役会で審議された内容を尊重して決定しなければならないこととする。

## ロ. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額は、2019年12月19日開催の第19回定時株主総会において、年額120,000千円以内（うち社外取締役分は20,000千円以内。使用人分給与は含まない）と決議しております。なお、決議時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は6名（うち社外取締役1名）であります。

監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2017年12月21日開催の第17回定時株主総会において、年額30,000千円以内と決議しております。なお、決議時点の監査等委員である取締役は3名であります。

## ハ. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会より一任を受けた代表取締役社長である押見正雄が、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬の額及び業績連動報酬の額を決定しております。これらの権限を委任した理由は、当社の業績等を勘案しつつ各取締役の経営への貢献度等の評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

なお、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

## 二. 当事業年度にかかる報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数(名)
		基本報酬	業績連動報酬	退職慰労金 引当額	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	98,463 (一)	90,317 (一)	— (一)	8,146 (一)	5 (一)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	17,334 (17,334)	17,070 (17,070)	— (一)	264 (264)	3 (3)
合計 （うち社外役員）	115,797 (17,334)	107,387 (17,070)	— (一)	8,410 (264)	8 (3)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
2. 上記支給人員には無報酬の役員1名は含まれておりません。

### ③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役（監査等委員である取締役を含む。）飯野智氏、鈴木久和氏、金成壽及氏及び和藤誠治氏との間で会社法第427条第1項に基づき会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

### ④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社取締役及び執行役員、子会社の役員を被保険者とした、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の概要は、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求された場合の、法律上の損害賠償金及び争訟費用を補償するものです。ただし、被保険者が違法に利益または便宜を得たこと及び、犯罪行為、不正行為、詐欺行為または法令、規則または取締役法規に違反することを認識しながら行った行為等、免責事項に該当する場合は補償の対象外としております。

### ⑤ 社外役員に関する事項

#### イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役飯野智氏は、株式会社ウィズ・パートナーズの取締役COO兼CO-CEO、アクセリード株式会社の取締役、株式会社ARCALLISの取締役会長、IPガイア株式会社の代表取締役会長、株式会社A-Digitalの代表取締役社長、アクセルマーク株式会社の取締役会長、及びNANO MRNA株式会社の社外取締役であります。当社は株式会社ウィズ・パートナーズが業務執行組合員であるウィズAIoTエボリューションファンド投資事業有限責任組合に対し、無担保転換社債型新株予約権付社債の割り当てを行っております。また、株式会社A-Digitalと営業上の取引がありますが、金額は僅少であります。なお、当社とその他の兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・社外取締役（監査等委員）鈴木久和氏は、株式会社タダノの監査役であります。なお、当社と兼職先の間には特別の関係はありません。
- ・社外取締役（監査等委員）和藤誠治氏は、TMI総合法律事務所のパートナーであります。当社はTMI総合法律事務所と顧問契約を結んでおりますが、金額は僅少であります。

## ロ. 当事業年度における主な活動状況

氏 名	職 位	出席状況、発言状況及び社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
飯 野 智	取締役	当事業年度全17回すべての取締役会に出席し、ベンチャー企業育成の経験と海外展開や新規事業開発に関する幅広い見識から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。その他、業務執行者から独立した客観的な立場で経営を監督する等のため、取締役会外での打合わせ、意見交換等を行っております。
鈴 木 久 和	取締役 (監査等委員)	当事業年度全17回すべての取締役会及び全13回すべての監査等委員会に出席し、企業経営、コンプライアンス、コーポレートガバナンス、財務及び会計に関する豊富な知識経験をふまえ、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。その他、業務執行者から独立した客観的な立場で経営を監督する等のため、取締役会及び監査等委員会外での打合わせ、意見交換等を行っております。
金 成 壽 及	取締役 (監査等委員)	当事業年度全17回すべての取締役会及び全13回すべての監査等委員会に出席し、主に金融機関での勤務経験と海外法人でのCFO（最高財務責任者）としての経験をふまえ、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。その他、業務執行者から独立した客観的な立場で経営を監督する等のため、取締役会及び監査等委員会外での打合わせ、意見交換等を行っております。
和 藤 誠 治	取締役 (監査等委員)	当事業年度全17回すべての取締役会及び全13回すべての監査等委員会に出席し、M&A、コーポレートガバナンス、エクイティファイナンス、内部統制システム等に関する主に弁護士としての専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。その他、業務執行者から独立した客観的な立場で経営を監督する等のため、取締役会及び監査等委員会外での打合わせ、意見交換等を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数その他、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が5回ありました。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 PwC京都監査法人

#### ② 報酬等の額

	報酬等の額
公認会計士法第2条第1項の業務（監査証明業務）に係る報酬等の額	26,000千円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	一千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

#### ③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が監督官庁から監査業務停止処分を受ける等、その職務の遂行に重大な支障が生じ、改善の見込みがないと判断した場合、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的である事項とする方針であります。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当し、改善の見込みがないと判断した場合、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任する方針であります。

#### ④ 責任限定契約の内容の概要

当社定款第37条において、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨定めておりますが、当社と会計監査人とは責任限定契約を締結しておりません。

## **(5) 業務の適正を確保するための体制**

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

### **① 当社及び子会社の取締役及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

当社及び子会社は、取締役及び社員が職務を執行する上で、法令及び定款に適合し、かつ企業としての社会的責任を果たすことを最重要と位置づけております。取締役会等での議論を通じて、全取締役のコンプライアンスに対する意識を高め、それに基づいて職務の執行を徹底しております。当社の取締役会は、取締役会規程に基づいて運営し、取締役間の意思疎通を図るとともに、監査等委員である取締役も出席した上で業務執行を監督しております。一方、法令等遵守に関する規程の整備を進め、社員の法令等の遵守意識の維持・向上を図っております。また、当社は代表取締役社長直轄の内部監査グループを設置しており、内部監査グループは、取締役会決議により定められた基本方針に基づいて整備された内部統制システムが有効に機能しているかを確認し、その結果について被監査部門へ報告及び適切な指導をするとともに、代表取締役社長及び監査等委員会へ報告しております。子会社に対しても内部監査規程、関係会社管理規程に基づき、年1回の内部監査を実施し、同様の手続きを行う体制としております。

### **② 当社及び子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**

当社及び子会社は、取締役会議事録を作成し、保管体制を構築しております。また、当社の取締役の職務の執行に係る文書その他の情報については、文書管理規程等に基づいて管理し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直しを行っております。これらの事務手続きについては、コーポレート本部が所管し、運用状況の検証、見直しの経過など、随時取締役会に報告しております。

### **③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

当社及び子会社は、損失の危険の管理について、リスク管理シートを定期的に見直し、周知・徹底することにより、社内での意識づけを図っております。また、内部監査グループは、内部監査規程に基づいて監査実施項目及び方法を検討して監査計画を立案し、計画に基づく監査を実施しております。内部監査グループ及び監査等委員会の監査により、法令または定款に違反する事項、あるいはその他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合は、代表取締役社長に直ちに報告することとしております。同様に、当社の内部監査グループ及び監査等委員会は、関係会社管理規程に基づく子会社に対

する監査により、法令または定款に違反する事項、あるいはその他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合は、当社の代表取締役社長に直ちに報告し、子会社に対して指導または勧告を行う体制としております。

④ **当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

当社の取締役会は、毎月1回定時に開催する他、緊急を要する場合には臨時に開催し、経営全般の意思決定機関として機動的に運営しております。業務執行の監督については、取締役会規程により定められている事項に関し、すべて取締役会に付議することとし、その際には議題に関する十分な資料が全役員に配付され、経営判断の原則に基づき充実した議論が行われる体制をとっております。日常の業務遂行につきましては、職務権限基準表、業務分掌規程等に基づき権限の委譲が行われ、各責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行することとしております。なお、業務を効率的に行うために、業務システムの合理化やIT化を推進する他、情報システム管理規程に基づき、総合的な情報の運用・管理を徹底しております。また、子会社の取締役より、関係会社管理規程に基づき、営業成績、財務状況その他の重要な情報について毎月報告を受ける体制をとっており、必要に応じ、当社の取締役会にて審議を行っております。

⑤ **当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制**

当社及び子会社からなる企業集団のリスク情報の有無を確認するために、当社の子会社の管理を担当する経営企画室は、関係会社管理規程に基づいて子会社の状況に応じて必要な管理を行っております。事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行うとともに、各社の財産並びに損益に多大な影響を及ぼすと判断する重要案件については、当社取締役会の承認を受けるものとしております。

⑥ **監査等委員会がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合における当該社員に関する事項、その社員の取締役からの独立性に関する事項及び監査等委員会の職務を補助すべき社員に対する指示の実効性の確保に関する事項**

監査等委員会の職務を補助する社員の独立性を確保するため、その社員の人事及び独立性、実効性については、監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役にて意見交換を行い、適切に対応するものとします。

⑦ **当社及び子会社の取締役及び社員が監査等委員会に報告をするための体制**

当社及び子会社の取締役及び社員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、内部通報制度運用規程に基づき、直ちに監査等委員会に報告する体制をとっております。また、監査等委員である取締役は、重要な意思決定のプロセス及び業務の

執行状況を把握するため、取締役会に出席する他、必要に応じてその他の重要な会議に出席するとともに、業務執行に関する稟議書等の重要な文書を閲覧し、監査等委員でない取締役及び社員にその説明を求めることとしております。当社及び子会社の取締役及び社員は、監査等委員会が報告を要請した事項については、速やかに報告を行っております。なお、内部通報制度運用規程において、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その保護を図っております。

⑧ **その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

取締役及び社員は監査等委員会の監査に対する理解を深め、監査等委員会の監査の環境を整備するよう努めております。代表取締役社長は、監査等委員会が内部監査グループとの適切な意思疎通及び効果的な監査業務を実施するための体制を構築しております。また、監査等委員会は毎月1回定時に定例委員会を開催する他、必要に応じ臨時に開催し、決議、協議、報告及び情報交換を行うとともに、内部監査グループから監査結果の報告を、また、会計監査人から会計監査に関する報告を受け、意見交換を行います。監査等委員である取締役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等を請求した場合は、当該監査等委員である取締役の職務に必要なでない認められた場合を除き、速やかに当該費用の前払い等の処理をするものとしております。

⑨ **反社会的勢力による被害を防止するための体制**

当社は、反社会的勢力に対して、反社会的勢力排除規程に基づき、以下のとおりの対応を行っております。

- イ. 反社会的勢力を排除するための社内体制の整備、外部専門機関との連携を行っております。
- ロ. 反社会的勢力による不当要求が発生した場合の対応を統括する部署を整備し、当該部署が情報の一元管理・蓄積、遮断のための取組支援、研修活動の実施、対応マニュアルの整備、外部専門機関との連携等を行っております。
- ハ. 契約書に暴力団排除条項を導入しております。
- ニ. 取引先の審査等を行うとともに、暴力追放運動推進センターや他企業等の情報を活用しております。

⑩ **財務報告の信頼性を確保するための体制**

当社は、財務報告の信頼性を確保するための体制を構築し、その体制の整備・運用状況を定期的に評価し、維持、改善に努めるとともに、金融商品取引法及び関係法令との適合性を確保しております。



## **(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況**

当社は、2018年12月20日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針の改定を決議いたしました。当社はかかる基本方針に基づいて内部統制システムを整備し、運用を行っております。

業務の適正を確保するための体制の運用については、取締役会において相互に業務執行を監視しており、また監査等委員会によって選定監査等委員に選定された取締役は、取締役会やその他社内の重要な会議に出席し、業務執行の状況やリスク管理について不適切な点がないか検証しております。

また、内部監査グループにより各部署の内部監査を行っており、運用状況に不適切な点がないか監視しております。

## **(7) 会社の支配に関する基本方針**

該当事項はありません。

## **(8) 剰余金の配当等の決定に関する方針**

当社は、配当につきましては、財務状況、収益動向、配当性向、また、将来の事業投資に備えての内部留保等を総合的に勘案の上、業績拡大に応じて株主の皆様へ利益還元を行っていく所存であります。

なお、剰余金の配当を行う場合、期末配当の年1回を基本的な方針としております。

また、会社法第459条第1項の規定に基づき、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議をもって剰余金の配当を行うことができる旨及び期末配当の基準日を毎年9月30日、中間配当の基準日を毎年3月31日とする旨を定款で定めております。

当該方針に基づき、当連結会計年度の期末配当につきましては、業績・財務状況を総合的に判断した結果、1株当たり15円とさせていただきます。

## 連結貸借対照表

(2023年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,223,265	流動負債	422,832
現金及び預金	3,390,624	買掛金	86,299
売掛金及び契約資産	677,091	未払法人税等	36,936
有価証券	100,198	その他	299,596
商品	3,826	固定負債	1,185,743
仕掛品	10,093	転換社債型新株予約権付社債	1,000,000
その他	58,131	退職給付に係る負債	130,334
貸倒引当金	△16,701	役員退職慰労引当金	55,408
固定資産	935,779	負債合計	1,608,575
有形固定資産	144,366	(純資産の部)	
建物及び構築物	103,357	株主資本	3,493,177
工具、器具及び備品	41,009	資本金	784,904
無形固定資産	427,750	資本剰余金	825,290
ソフトウェア	420,545	利益剰余金	2,266,378
のれん	7,205	自己株式	△383,396
投資その他の資産	363,662	その他の包括利益累計額	20,067
投資有価証券	138,938	為替換算調整勘定	20,067
繰延税金資産	79,539	新株予約権	7,543
その他	145,183	非支配株主持分	29,680
		純資産合計	3,550,469
資産合計	5,159,044	負債純資産合計	5,159,044

**連結損益計算書**  
 (2022年10月1日から  
 2023年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		2,990,991
売上原価		1,258,372
売上総利益		1,732,619
販売費及び一般管理費		1,387,736
営業利益		344,882
営業外収益		
受取利息	2,481	
受取配当金	10,637	
役員退職慰労引当金戻入額	6,232	
補助金収入	5,469	
敷金及び保証金清算益	7,005	
その他	8,214	40,041
営業外費用		
為替差損	5,486	
その他	177	5,664
経常利益		379,259
特別損失		
関係会社株式売却損	80,797	80,797
税金等調整前当期純利益		298,461
法人税、住民税及び事業税	63,361	
法人税等調整額	4,492	67,853
当期純利益		230,607
非支配株主に帰属する当期純損失(△)		△1,975
親会社株主に帰属する当期純利益		232,583

## 連結株主資本等変動計算書

(2022年10月1日から  
2023年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	784,904	825,290	2,033,795	△168,031	3,475,959
当 期 変 動 額					
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	—	—	232,583	—	232,583
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	△215,945	△215,945
自 己 株 式 の 処 分	—	—	—	580	580
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	232,583	△215,364	17,218
当 期 末 残 高	784,904	825,290	2,266,378	△383,396	3,493,177

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 の 額		新株予約権	非支配 株主持分	純 資 産 合 計
	為替換算 調整勘定	その他の包括 利益累計額合計			
当 期 首 残 高	22,727	22,727	10,842	26,684	3,536,213
当 期 変 動 額					
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	—	—	—	—	232,583
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	—	△215,945
自 己 株 式 の 処 分	—	—	—	—	580
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	△2,659	△2,659	△3,299	2,996	△2,962
当 期 変 動 額 合 計	△2,659	△2,659	△3,299	2,996	14,256
当 期 末 残 高	20,067	20,067	7,543	29,680	3,550,469

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 3社（前連結会計年度 5社）
- ・ 主要な連結子会社の名称 株式会社ツーファイブ  
上海希艾維信息科技有限公司

連結子会社でありました株式会社アールフォース・エンターテインメントは、2023年9月29日付で当社が保有する全株式を譲渡したため、当連結会計年度末より連結の範囲から除外しております。ただし、連結の範囲から除外されるまでの期間損益は連結計算書類に含めております。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

会社名	決算日
上海希艾維信息科技有限公司	12月31日

連結計算書類の作成にあたっては、次のとおりであります。

上海希艾維信息科技有限公司については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### イ. 有価証券

##### (イ) 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

##### (ロ) その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

##### ロ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品、仕掛品

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

## ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

### イ. 有形固定資産

当社グループは定率法を採用しております。ただし、2016年4月以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。また、在外子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 8年～18年

工具、器具及び備品 4年～15年

### ロ. 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、市場販売目的のソフトウェアについては見込販売収益に基づく償却額と見込販売可能期間（3～5年）に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を計上する方法を採用しております。また、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（3～5年）に基づいております。

## ③ 重要な引当金の計上基準

### イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

### ロ. 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退任慰労金内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

## ④ 退職給付に係る会計処理の方法

当社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当連結会計年度末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。また、国内の連結子会社は、確定拠出型の制度として中小企業退職金共済制度を採用しております。

⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ. ライセンスの供与

当社グループでは、主に音声・映像分野に特化したミドルウェア/ツール等のソフトウェアについて許諾販売を行っております。顧客に提供したソフトウェアのライセンスが、ライセンス供与期間にわたり知的財産へアクセスする権利である場合は、契約期間にわたり収益を認識し、ライセンスが供与される時点の知的財産を使用する権利である場合は、一時点で収益を認識しております。

また、売上高に基づくロイヤリティに係る収益は契約相手先の売上等を算定基礎として測定し、その発生時点を考慮して履行義務の充足を判断し、顧客からの売上報告書の受領時点で収益を認識しております。

ロ. 受注制作のソフトウェア

当社グループでは、ゲーム分野におけるゲーム開発/運営、音響制作及び組込み分野や新規分野における受注制作のソフトウェア開発を行っております。これらソフトウェアの受注制作については、契約に基づく開発作業を進めるにつれ顧客に対する履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積り方法は、プロジェクトの総見積原価に対する連結会計年度末までの発生原価の割合（原価比例法）によって算定しております。なお、進捗度を合理的に見積もることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれるものについては、原価回収基準により収益を認識しております。また、契約における開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い案件については、顧客による検収時点で収益を認識しております。

⑥ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

⑦ のれんの償却方法及び償却期間

5年間の定額法により償却しております。

⑧ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱いの適用

当社及び国内連結子会社は、当連結会計年度から、単体納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8

月12日)に従っております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

該当する事項はありません。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

### (1) 繰延税金資産

当社グループは、2023年9月30日現在、連結貸借対照表上、繰延税金資産を79,539千円計上しており、そのうち、当社は繰延税金資産を74,592千円計上しております。当社グループでは、繰延税金資産の回収可能性について毎期検討を行っております。当社グループの繰延税金資産の回収可能額は、将来の課税所得の予測に大きく依存しておりますが、課税所得の予測は将来の事業環境や当社の事業活動の推移、その他の要因により変化します。

当連結会計年度末における繰延税金資産の回収可能性の検討においては、過去3年および当連結会計年度の経営成績において、企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」に定められた要件に基づき当社および連結子会社を分類しております。その上で、当社は臨時的な原因により生じたものを除いた課税所得が安定的に生じており、かつ、当連結会計年度末において近い将来に著しい変化が見込まれないこと等から、スケジュールリングされた一時差異による繰延税金資産を全額回収可能と見積り、繰延税金資産を計上しております。

前述の判断を行うにあたって当連結会計年度末において、当社は近い将来に経営環境に著しい変化が見込まれるかどうか事業計画に基づき判断しています。事業計画で使用された主要な仮定は法令、市場環境やその他の競争環境の変化の有無等であります。当該仮定に変化が生じた場合には、繰延税金資産の回収額の見積りが減少し、その結果繰延税金資産の取崩しが発生する可能性があります。

### (2) 市場価格のない株式等の評価について

当社グループは、2023年9月30日現在、連結貸借対照表上、投資有価証券138,938千円を計上し、このうち、市場価格のない株式等として40,000千円を計上しています。当社グループは、市場価格のない株式等の評価については、実質価額が取得価額と比べ、50%超下落した時は、実行可能であった合理的な事業計画があり回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、実質価額まで減損処理する方針としています。なお、実質価額の算定にあたっては、一株当たりの純資産を基礎として、取得時に認識した超過収益力等の評価について、事業計画の進捗等を確認した結果、当初の価値が維持されていると判断した場合はこれを加味して算定しております。以上の方針に従い、当該株式の取得時に認識した超過収益力等の評価について、事業計画の進捗等を確認した結果、当初の価値が維持されていると判断し、実質価額に著しい低下は認められないことから減損損失は計上しておりません。当該株式の評価に用いた事業計画には、将来の売上見込み等について経営者による仮定が含まれます。これらの仮定は、経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、将来の不確実性を伴うため、見直しが必要となった場合には、翌連結会計年度以降の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。



#### 4. 追加情報

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りについて

当社グループは、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りについて、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づき実施しております。

繰延税金資産の回収可能性等への新型コロナウイルス感染症の影響につきましては、限定的であると仮定し、会計上の見積りを行っております。

しかしながら、新型コロナウイルスによる影響は不確定要素が多く、経済環境への影響が変化した場合には、当社グループの財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 5. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 75,341千円

#### 6. 連結損益計算書に関する注記

関係会社株式売却損

連結子会社であった株式会社アールフォース・エンターテインメントの全株式を譲渡したのになります。

#### 7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 5,578,150株

	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度 末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	5,578,150	—	—	5,578,150
合計	5,578,150	—	—	5,578,150

(2) 当連結会計年度の末日における自己株式の種類及び総数

普通株式 353,477株

	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度 末株式数 (株)
自己株式	121,377	232,700	600	353,477
合計	121,377	232,700	600	353,477

(注) (1) 自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による買付けにより自己株式数が232,700株増加しております。

(2) 自己株式の処分により自己株式数が600株減少しております。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

該当事項はありません。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

2023年11月9日開催の取締役会において、普通株式の配当に関する事項を次のとおり決議しております。

配当の原資	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
利益剰余金	78,370	15	2023年9月30日	2023年12月7日

(4) 当連結会計年度の末日における新株予約権 (権利行使期間の初日が到来していないものを除く) の目的となる株式の種類及び数

普通株式

698,137株

## 8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資産運用規程に基づき、一時的な余資は主に安全性の高い金融資産で運用し、投機的な取引は行わない方針であります。連結子会社についても、同様の方針です。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建の営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、満期保有目的の債券とその他の有価証券です。投資有価証券のうち満期保有目的の債券は、格付けの高い債券を対象としており、また、その他の有価証券は業務上の関係を有する企業の株式であり、非上場株式のため業績の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金等は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日ではありますが、一部外貨建のものについては、為替の変動リスクに晒されております。

新株予約権付社債は、資本・業務提携、M&Aに要する投資資金として発行しております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権についてコーポレート本部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、同様の管理を行っております。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

満期保有目的の債券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、市況や取引先との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク

当社は各部署からの報告に基づき、コーポレート本部が適時に入出金見込を管理するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。連結子会社についても、同様の管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は含まれておりません。(注) 参照)

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 売掛金及び契約資産	677,091	677,091	—
(2) 有 価 証 券	100,198	100,300	101
(3) 投 資 有 価 証 券			
満期保有目的の債券	98,938	90,710	△8,228
資 産 計	876,228	868,101	△8,126
(1) 買 掛 金	86,299	86,299	—
(2) 未 払 法 人 税 等	36,936	36,936	—
(3) 転換社債型新株予約権付社債	1,000,000	1,000,000	—
負 債 計	1,123,235	1,123,235	—

(注) 市場価格のない株式等

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	40,000

非上場株式については、市場価格がないことから、上表及び「(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」に記載した表には含まれておりません。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融商品

区 分	時 価 (千 円)			
	レ ベ ル 1	レ ベ ル 2	レ ベ ル 3	合 計
売掛金及び契約資産	—	677,091	—	677,091
有価証券	100,300	—	—	100,300
投資有価証券				
満期保有目的の債券	90,710	—	—	90,710
社債				
資産計	191,010	677,091	—	868,101
買掛金	—	86,299	—	86,299
未払法人税等	—	36,936	—	36,936
転換社債型新株予約権付社債	—	1,000,000	—	1,000,000
負債計	—	1,123,235	—	1,123,235

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

売掛金及び契約資産

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

有価証券

有価証券は相場価格を用いて評価しております。有価証券は活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。

投資有価証券

社債は相場価格を用いて評価しております。社債は活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。

買掛金、未払法人税等

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

転換社債型新株予約権付社債

元金の合計額（利率ゼロ）を、同様の社債発行を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## (4) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	3,390,624	—	—	—
売掛金及び契約資産	677,091	—	—	—
有価証券	100,198	—	—	—
投資有価証券 満期保有目的の債券	—	—	98,938	—
合計	4,167,913	—	98,938	—

## (5) 新株予約権付社債の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超
転換社債型新株 予約権付社債	—	—	1,000,000	—	—
合計	—	—	1,000,000	—	—

## 9. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	報告セグメント		
	ゲーム事業	エンタープライズ事業	計
売上高			
ミドルウェア/ツール	1,342,966	—	1,342,966
音響制作	300,534	—	300,534
ゲーム開発/運営	328,308	—	328,308
組込み	—	600,266	600,266
新規	—	418,915	418,915
顧客との契約から生じる収益	1,971,809	1,019,182	2,990,991
外部顧客への売上高	1,971,809	1,019,182	2,990,991

### (2) 収益を理解する基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」の「(4) 会計方針に関する事項⑤ 重要な収益及び費用の計上基準」に記載の通りになります。

### (3) 当連結会計年度末及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

	当連結会計年度 (千円)	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	610,033	650,223
契約資産	20,939	26,868
契約負債	96,112	95,532

顧客との契約から生じた債権は、連結貸借対照表上「売掛金及び契約資産」に計上しております。

## 10. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産 672円43銭  
(2) 1株当たり当期純利益 43円77銭

## 11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 12. その他に関する注記

該当事項はありません。

## 貸借対照表

(2023年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,046,555	流動負債	373,945
現金及び預金	3,160,741	買掛金	50,477
売掛金及び契約資産	629,157	未払費用	101,038
有価証券	100,198	未払法人税等	36,723
仕掛品	9,339	前受金	95,532
前払費用	48,842	預り金	21,895
その他	114,977	その他	68,278
貸倒引当金	△16,701	固定負債	1,185,743
固定資産	1,026,552	退職給付引当金	130,334
有形固定資産	104,597	役員退職慰労引当金	55,408
建物	68,399	転換社債型新株予約権付社債	1,000,000
工具、器具及び備品	36,197	負債合計	1,559,688
無形固定資産	420,412	(純資産の部)	
ソフトウェア	420,412	株主資本	3,505,875
投資その他の資産	501,542	資本金	784,904
投資有価証券	138,938	資本剰余金	825,290
関係会社株式	149,957	資本準備金	774,904
出資金	310	その他資本剰余金	50,385
繰延税金資産	74,592	自己株式処分差益	50,385
その他	137,743	利益剰余金	2,279,076
		利益準備金	927
		その他利益剰余金	2,278,149
		繰越利益剰余金	2,278,149
		自己株式	△383,396
		新株予約権	7,543
		純資産合計	3,513,418
資産合計	5,073,107	負債純資産合計	5,073,107



**損益計算書**  
 (2022年10月1日から  
 2023年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		2,281,165
売上原価		923,740
売上総利益		1,357,424
販売費及び一般管理費		1,015,609
営業利益		341,815
営業外収益		
受取利息	2,542	
受取配当金	10,637	
経営指導料収入	3,000	
新株予約権消却益	3,299	
役員退職慰労引当金戻入額	6,232	
その他	4,057	29,769
営業外費用		
為替差損	4,735	
その他	41	4,776
経常利益		366,808
特別損失		
関係会社株式売却損	60,811	60,811
税引前当期純利益		305,996
法人税、住民税及び事業税	60,233	
法人税等調整額	2,300	62,534
当期純利益		243,462

**株主資本等変動計算書**  
 ( 2022 年10月 1 日から )  
 ( 2023 年 9 月30 日まで )

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計
			自己株式 処分差益			繰越利益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	784,904	774,904	50,385	825,290	927	2,034,686	2,035,613
当 期 変 動 額							
当 期 純 利 益	—	—	—	—	—	243,462	243,462
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	—	—	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	—	243,462	243,462
当 期 末 残 高	784,904	774,904	50,385	825,290	927	2,278,149	2,279,076

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合 計		
当 期 首 残 高	△168,031	3,477,777	10,842	3,488,619
当 期 変 動 額				
当 期 純 利 益	—	243,462	—	243,462
自己株式の取得	△215,945	△215,945	—	△215,945
自己株式の処分	580	580	—	580
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	—	—	△3,299	△3,299
当 期 変 動 額 合 計	△215,364	28,098	△3,299	24,798
当 期 末 残 高	△383,396	3,505,875	7,543	3,513,418

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

###### イ. 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

###### ロ. 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

###### ハ. その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

##### ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8年～18年

工具、器具及び備品 4年～15年

##### ② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、市場販売目的のソフトウェアについては見込販売収益に基づく償却額と見込販売可能期間（3～5年）に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を計上する方法を採用しております。また、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（3～5年）に基づいております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当事業年度末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退任慰労金内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ. ライセンスの供与

当社では、主に音声・映像分野に特化したミドルウェア/ツール等のソフトウェアについて許諾販売を行っております。顧客に提供したソフトウェアのライセンスが、ライセンス供与期間にわたり知的財産へアクセスする権利である場合は、契約期間にわたり収益を認識し、ライセンスが供与される時点の知的財産を使用する権利である場合は、一時点で収益を認識しております。

また、売上高に基づくロイヤリティに係る収益は契約相手先の売上等を算定基礎として測定し、その発生時点を考慮して履行義務の充足を判断し、顧客からの売上報告書の受領時点で収益を認識しております。

ロ. 受注制作のソフトウェア

当社では、主に組込み分野や新規分野における受注制作のソフトウェア開発を行っております。これらソフトウェアの受注制作については、契約に基づく開発作業を進めるにつれ顧客に対する履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積り方法は、プロジェクトの総見積原価に対する連結会計年度末までの発生原価の割合（原価比例法）によって算定しております。なお、進捗度を合理的に見積ることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれるものについては、原価回収基準により収益を認識しております。また、契約における開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い案件については、顧客による検収時点で収益を認識しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

### (1) 繰延税金資産

当社は、2023年9月30日現在、貸借対照表上、繰延税金資産を74,592千円計上しております。当社では、繰延税金資産の回収可能性について毎期検討を行っております。当社の繰延税金資産の回収可能額は、将来の課税所得の予測に大きく依存しておりますが、課税所得の予測は将来の事業環境や当社の事業活動の推移、その他の要因により変化します。

当期末における繰延税金資産の回収可能性の検討においては、過去3年および当事業年度の経営成績において、企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」に定められた要件に基づき当社を分類しております。その上で、臨時的な原因により生じたものを除いた課税所得が安定的に生じており、かつ、当期末において近い将来に著しい変化が見込まれないこと等から、スケジュールリングされた一時差異による繰延税金資産を全額回収可能と見積り、繰延税金資産を計上しております。

前述の判断を行うにあたって当期末において、当社は近い将来に経営環境に著しい変化が見込まれるかどうか事業計画に基づき判断しています。事業計画で使用された主要な仮定は法令、市場環境やその他の競争環境の変化の有無等であります。当該仮定に変化が生じた場合には、繰延税金資産の回収額の見積りが減少し、その結果繰延税金資産の取崩しが発生する可能性があります。

### (2) 市場価格のない株式等の評価について

当社は、2023年9月30日現在、貸借対照表上、関係会社株式149,957千円、投資有価証券138,938千円を計上し、このうち、市場価格のない株式等として40,000千円を計上しております。当社は、市場価格のない株式等の評価については、実質価額が取得価額と比べ、50%超下落した時は、実行可能であった合理的な事業計画があり回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、実質価額まで減損処理する方針としています。なお、実質価額の算定にあたっては、一株当たりの純資産を基礎として、取得時に認識した超過収益力等の評価について、事業計画の進捗等を確認した結果、当初の価値が維持されていると判断した場合はこれを加味して算定しております。以上の方針に従い、当該株式の取得時に認識した超過収益力等の評価について、事業計画の進捗等を確認した結果、当初の価値が維持されていると判断し、実質価額に著しい低下は認められないことから減損損失は計上しておりません。当該株式の評価に用いた事業計画には、将来の売上見込み等について経営者による仮定が含まれます。これらの仮定は、経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、将来の不確実性を伴うため、見直しが必要となった場合には、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

#### 4. 追加情報

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りについて

当社は、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りについて、計算書類作成時に入手可能な情報に基づき実施しております。

繰延税金資産の回収可能性等への新型コロナウイルス感染症の影響につきましては、限定的であると仮定し、会計上の見積りを行っております。

しかしながら、新型コロナウイルスによる影響は不確定要素が多く、経済環境への影響が変化した場合には、当社グループの財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 5. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 収益及び費用の計上基準」に記載の通りになります。

#### 6. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 61,642千円
- (2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。
  - ① 短期金銭債権 158,893千円
  - ② 短期金銭債務 32,446千円

#### 7. 損益計算書に関する注記

- (1) 関係会社との取引高
  - 営業取引による取引高
  - 売上高 82,810千円
  - 売上原価 70,375千円
  - 販売費及び一般管理費 32,365千円
  - 営業取引以外の取引高 3,000千円
- (2) 関係会社株式売却損
  - 連結子会社であった株式会社アールフォース・エンターテインメントの保有株式のすべてを譲渡したことによるものになります。

#### 8. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 353,477株

## 9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	5,114千円
未払事業税	5,080千円
未払事業所税	979千円
減価償却超過額	7,898千円
資産除去債務	4,197千円
退職給付引当金	39,914千円
役員退職慰労引当金	16,968千円
減損損失	16,521千円
投資有価証券	66,087千円
繰延税金資産小計	162,763千円
評価性引当額	△88,170千円
繰延税金資産合計	74,592千円

(注) 当社は、当事業年度から、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

## 10. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び主要株主 (会社等の場合に限る) 等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係		取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
主要株主	株式会社セガ	東京都品川区	100,000	ゲーム関連コンテンツの企画・開発・販売	(所有) 直接 12.25	兼任 なし	ミドルウェアの使用許諾先	ミドルウェアの使用許諾取引	140,858	売掛金	39,800

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

上記の会社との取引については一般の取引条件と同様に決定しております。

## (2) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係		取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	上海希艾維信息 科技有限公司	中華人民共和 国上海市	2,000千 中国元	中国における CRIWAREのライ センス提供、 技術サポート	(所有) 直接 70.0	兼任 あり	ミドル ウェアの再販 売	ミドルウ ェアの使用許 諾取引	82,810	売掛金	45,716
子会社	株式会社ツーフ アイブ	東京都 渋谷区	3,200	音響制作、CD の製作販売、 レコーディン グスタジオの 運営、イベン トの企画運営 等	(所有) 直接 100.0	兼任 あり	資金の 貸付	資金の 貸付(注)	—	短期 貸付金	100,000
子会社	株式会社アール フォース・エン ターテインメン ト	東京都 渋谷区	80,000	ネットワー クを活用した ゲームソフト ウェアの企画 制作・販売・ 運営	(所有) 直接 100.0	兼任 あり	資金の 貸付	資金の 貸付(注)	—	短期 貸付金	—

(注) (1) 資金の貸付に関しては、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(2) 当社子会社でありました株式会社アールフォース・エンターテインメントは、2023年9月29日付で当社が保有する全株式を譲渡したため、連結の範囲から除外しております。なお、議決権の所有割合は、当該除外直前の数値を記載しております。



**11. 1株当たり情報に関する注記**

(1) 1株当たり純資産	671円02銭
(2) 1株当たり当期純利益	45円82銭

**12. 重要な後発事象に関する注記**

該当事項はありません。

**13. その他に関する注記**

該当事項はありません。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2023年11月20日

株式会社C R I・ミドルウェア  
取締役会 御中

PwC京都監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 齋藤 勝彦  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 有岡 照晃  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社C R I・ミドルウェアの2022年10月1日から2023年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社C R I・ミドルウェア及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2023年11月20日

株式会社C R I・ミドルウェア  
取締役会 御中

PwC京都監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 齋藤 勝彦  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 有岡 照晃  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社C R I・ミドルウェアの2022年10月1日から2023年9月30日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年10月1日から2023年9月30日までの第23期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年11月20日

株式会社C R I ・ミドルウェア 監査等委員会

取締役（監査等委員） 鈴木久和 ㊟

取締役（監査等委員） 金成壽及 ㊟

取締役（監査等委員） 和藤誠治 ㊟

(注) 監査等委員 鈴木久和、金成壽及及び和藤誠治は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1 提案の理由

当社は、従来から雇用型の執行役員制度を導入しておりましたが、今般、機動的な意思決定と、執行に係る権限委譲を拡充する目的で、委任型の執行役員制度に変更し、その地位を明確にすべく、執行役員に係る定款の規程を新設いたしたいと存じます。また、条文の追加に伴う条数の変更等所要の変更を行いたいと存じます。なお、本議案にかかる定款変更は、本総会終結の時をもって効力を生じるものいたします。

#### 2 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第4章 取締役および取締役会 (新設)	第4章 取締役、取締役会および執行役員 (執行役員) <u>第30条 取締役会は、その決議によって、執行役員を定め、当会社の業務を分担して執行させる。</u> <u>2. 取締役会は、その決議によって、社長執行役員、副社長執行役員、専務執行役員、常務執行役員その他の役付執行役員を定めることができる。</u>
第30条～第41条 (条文省略)	第31条～第42条 (条数繰り下げ、条文は現行のとおり)



## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりです。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
1	鈴木正彦 (1954年5月25日)	1981年4月 コンピューターサービス株式会社〔現SCSK株式会社〕入社 2000年6月 株式会社CSK〔現SCSK株式会社〕取締役 2002年6月 同社常務取締役 2010年10月 同社専務執行役員 2011年10月 SCSK株式会社 取締役専務執行役員 2016年4月 同社取締役副社長執行役員（CTO） 2017年6月 同社副社長執行役員 2019年4月 同社参与（モビリティ事業部門フェロー） 2020年4月 当社顧問 2020年12月 当社取締役会長 2022年11月 当社代表取締役会長 2022年12月 当社代表取締役会長 広報・マーケティング室、グループ情報システム室 管掌 2023年10月 当社代表取締役会長（現任）	1,400株

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社の株式数
2	おし み まさ お 押 見 正 雄 (1963年2月15日)	1987年 4 月 株式会社C S K総合研究所 入社 1997年10月 同社マルチメディア研究室マネージャー 2002年 8 月 当社へ出向 2003年 4 月 当社取締役 2007年 4 月 当社専務取締役 2008年 6 月 当社代表取締役専務 2013年 4 月 当社代表取締役社長 第1事業ユニット長、エンターテインメント 事業推進室 管掌 2016年10月 当社代表取締役社長 事業開発本部長 2017年10月 当社代表取締役社長 組込み事業推進部、新規事業推進部、エンタ ーテインメント事業開発室 管掌 2018年 5 月 株式会社ウェブテクノロジー 取締役 2018年10月 当社代表取締役社長 組込み事業部・インターネット事業部・事業 開発室 管掌 2019年 5 月 上海希艾維信息科技有限公司 董事 2019年10月 株式会社ツーフाइブ 代表取締役 2020年 5 月 株式会社アールフォース・エンターテインメ ント 取締役 2021年10月 当社代表取締役社長 営業本部、事業開発室、グループ情報システ ム室 管掌 2022年10月 当社代表取締役社長 営業本部、モビリティ事業部、事業開発室、 広報・マーケティング室、グループ情報シス テム室 管掌 2022年12月 当社代表取締役社長 営業本部、モビリティ事業部、事業開発室 管掌 2023年10月 当社代表取締役社長 (現任)	410,800株

候補者 番号	ふ 氏 り が な 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社の株式数
3	た 田 な 中 か つ み 克 己 (1966年10月21日)	1989年 4月 株式会社C S K [現S C S K株式会社] 入社 1993年10月 株式会社セガ・エンタープライゼス [現株式 会社セガ] 入社 2001年 4月 株式会社アルブレイン 取締役 2008年 3月 株式会社AQインタラクティブ 入社 2010年 2月 同社執行役員 事業企画部長 2011年10月 株式会社マーベラスAQ L [現株式会社マー ベラス] 執行役員 デジタルコンテンツ事業 部 副事業部長 2013年 4月 当社執行役員 コーポレート部門長 2013年12月 当社取締役 コーポレート本部長 2016年10月 当社取締役 コーポレート本部長、事業開発 本部 副本部長 兼 広報・I R室長 2016年12月 当社常務取締役 コーポレート本部長、広 報・I R室長 兼 事業開発本部 副本部長 2018年 5月 株式会社ウェブテクノロジー 取締役 2018年10月 当社常務取締役 コーポレート本部長、広 報・I R室長 兼 エンターテインメント事業 本部長 2018年12月 当社常務取締役、エンターテインメント事業 本部長 兼 経営企画室長 2019年 5月 上海希艾維信息科技有限公司 董事長 (現任) 2019年10月 株式会社ツーフাইブ 取締役 (現任) 2020年 5月 株式会社アールフォース・エンターテイン メント 取締役 2020年12月 当社常務取締役 コーポレート本部 管掌 兼 経営企画室長 2023年10月 当社常務取締役 特命プロジェクト長(現任)	69,100株

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
4	さくら い あつ し 櫻 井 敦 史 (1974年10月8日)	2000年4月 株式会社C S K総合研究所 入社 2002年8月 当社へ出向 2004年7月 当社入社 2013年10月 当社第1事業ユニット副ユニット長 兼 開発統括マネージャー 2015年10月 当社執行役員 研究開発本部長 2018年10月 当社執行役員 エンターテインメント事業本部副本部長 兼 同本部研究開発部長 2018年12月 当社取締役 エンターテインメント事業本部副本部長 兼 同本部研究開発部長 2020年12月 当社取締役 エンターテインメント事業本部長 兼 研究開発部長 2021年10月 当社取締役 開発本部長 兼 第5開発部長 上海希艾維信息科技有限公司 董事 (現任) 2022年2月 当社常務取締役 開発本部長 兼 第5開発部長 2022年10月 当社常務取締役 TeleXus事業推進室 管掌 兼 開発本部長 兼 第5開発部長 株式会社アールフォース・エンターテインメント 取締役 2023年10月 当社常務取締役 企画本部長 (現任)	51,400株
5	おいかわ なおあき 及 川 直 昭 (1976年10月31日)	2000年4月 図書印刷株式会社入社 2003年6月 株式会社S E G A - A M 2 入社 2003年6月 当社へ出向 2004年7月 当社入社 2013年10月 当社第1事業ユニット副ユニット長 2014年10月 当社第1事業ユニットユニット長 2015年10月 当社執行役員 事業推進本部長 兼 同本部ゲーム事業推進部長 2017年10月 当社執行役員 エンターテインメント事業本部ゲーム事業推進部長 2018年10月 当社執行役員 エンターテインメント事業本部副本部長 兼 同本部ゲーム事業推進部長 2021年10月 当社執行役員 営業本部長 兼 同本部第1営業部長 兼 同本部広報・マーケティング室長 株式会社ツーファイブ代表取締役 (現任) 2022年4月 当社執行役員 営業本部長 兼 同本部第3営業部長 兼 同本部広報・マーケティング室長 2022年10月 当社執行役員 営業本部長 上海希艾維信息科技有限公司 董事 (現任) 2022年12月 当社取締役 営業本部長 (現任)	23,500株

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社の株式数
6	い い の さ と る 飯 野 智 (1965年7月9日)	1989年4月 株式会社日立製作所 入社 2000年3月 C S K ベンチャーキャピタル株式会社 入社 2004年2月 同社取締役 2010年9月 株式会社ウィズ・パートナーズ 執行役員 2013年4月 同社投資運用部長 2013年6月 株式会社アドバンスト・メディア 取締役 2015年3月 株式会社ウィズ・パートナーズ マネージング・ディレクター ファンド事業C I O 2017年3月 株式会社A L B E R T 取締役 2019年12月 アクセルマーク株式会社 社外取締役 当社社外取締役 (現任) 2020年4月 アクセリード株式会社 取締役 (現任) 2021年2月 株式会社A R C A L I S 代表取締役C o - C E O 2021年6月 ナノキャリア株式会社 (現 NANO MRNA 株式会社) 社外取締役 (現任) 2021年7月 株式会社ウィズ・パートナーズ 取締役C O O 兼 C o - C I O (現任) 2021年10月 株式会社IPガイア 代表取締役会長 (現任) 2022年2月 株式会社A - D i g i t a l 代表取締役社長 (現任) 2023年4月 アクセルマーク株式会社 取締役会長 (現任) 2023年5月 株式会社A R C A L I S 取締役会長 (現任)	0株

- (注) 1. (1)田中克己氏は、上海希艾維信息科技有限公司董事長を務めており、当社は、上海希艾維信息科技有限公司との間で製品使用許諾等の営業上の取引関係を有しています。
- (2)飯野智氏は株式会社ウィズ・パートナーズの取締役COO 兼 CO-CEOを兼務しており、当社は、同社が業務執行組合員であるウィズAIoTエボリューションファンド投資事業有限責任組合に対し、無担保転換社債型新株予約権付社債の割当てを行っております。また、当社は、同氏が代表取締役社長を務める株式会社A-Digitalとの間に営業上の取引関係を有しています。
- (3)他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
- 飯野智氏は、社外取締役候補者であります。
  - 飯野智氏は、数々のテクノロジーベンチャー企業を育成してこられた豊富な経験及び海外展開や新規事業開発に関する幅広い見識を有しております。このため、当社は、同氏が社外取締役として適任であると判断し、その豊富な経験及び幅広い見識を活かし、当社において業務執行者から独立した客観的な立場で経営を監督する役割を果たしていただくことを期待し、社外取締役候補者とするものであります。なお、同氏の当社社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって、4年となります。
  - 当社は、飯野智氏との間で会社法第427条第1項の定めに基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏が原案どおり選任された場合、当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額であります。
  - 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である当社の役員がその地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を填補することとしております。本議案が原案どおり承認可決され各候補者が取締役就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、任期途中に同内容で当該保険契約の更新を予定しております。
  - 監査等委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の選任等について、担当役員より取締役の選任案及びその考え方に関する報告を受け、検討した結果、取締役会の構成、各候補者の専門性、経験や実績等を踏まえ、本議案で提案されている取締役候補者について妥当であると判断しております。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりです。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株 式数
1	すず き ひさ かず 鈴 木 久 和 (1954年10月26日)	1977年4月 住友商事株式会社入社 2003年10月 同社 文書総務部長 2008年8月 同社 広報部長 2011年4月 住商情報システム株式会社 常務執行役員 2011年10月 SCSK株式会社 常務執行役員 2012年6月 同社 代表取締役専務執行役員 2016年4月 同社 代表取締役副社長執行役員 2019年10月 株式会社タダノ 顧問 2020年6月 同社 監査役(現任) 2021年12月 当社取締役(監査等委員)(現任)	0株
2	わ とう せい じ 和 藤 誠 治 (1979年11月22日)	2007年9月 弁護士登録(第一東京弁護士会) TMI総合法律事務所 入所 2017年12月 当社取締役(監査等委員)(現任) 2020年1月 TMI総合法律事務所 パートナー(現任)	0株
3	た なか のぶ しげ 田 中 信 重 (1958年4月23日)	1983年4月 住友生命保険相互会社入社 2004年4月 同社 岸和田支社 泉佐野営業部長 2007年7月 同社 広島支社 育成統括部長 2008年10月 同社 監査役室長 2011年10月 同社 年金事業部 次長 2019年4月 同社 年金事業部 上席推進役 年金運用コンサル ティング担当 シニアアドバイザー(現任)	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 鈴木久和氏、和藤誠治氏及び田中信重氏は、社外取締役候補者であります。
3. (1)鈴木久和氏は、上場企業において企業経営、コンプライアンス、コーポレートガバナンス、財務及び会計に関する豊富な知識及び経験を有しております。このため、当社は、同氏が社外取締役として適任であると判断し、その豊富な知識及び経験を活かし、当社において業務執行者から独立した客観的な立場で経営を監督する役割を果たしていただくことを期待し、社外取締役候補者とするものであります。なお、同氏の当社監査等委員である社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって、2年となります。
- (2)和藤誠治氏は、弁護士及び日本取引所自主規制法人勤務経験等を通じて、M&A、コーポレートガバナンス、エクイティファイナンス、内部統制システム等に関する高い専門性を有しております。このため、当社は、同氏が社外取締役として適任であると判断し、その高い専門性を活かし、当社において業務執行者から独立した客観的な立場で経営を監督する役割を果たしていただくことを期待し、社外取締役候補者とするものであります。なお、同氏の当社監査等委員である社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって、6年となります。
- (3)田中信重氏は、長年にわたる生命保険会社勤務経験を通じて、総務及び内部監査に関する専門的な知見を有しており、当社において業務執行者から独立した客観的な立場で経営を監督する役割を果たしていただくことを期待し、新たに社外取締役候補者とするものであります。
4. 当社は、鈴木久和氏及び和藤誠治氏との間で、会社法第427条第1項の定めに基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、鈴木久和氏及び和藤誠治氏が選任された場合は、当該責任限定契約を継続する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額です。
- また、当社は、田中信重氏が原案どおり選任された場合には、田中信重氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定です。
5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 監査等委員である取締役候補者の和藤誠治氏は、当社と顧問契約を締結しているTMI総合法律事務所の所属弁護士であり、当社は同法律事務所の他の弁護士との間に法律業務を委託する等の取引関係がありますが、当事業年度における取引額は当社の売上原価、販売費及び一般管理費の合計の0.21%未満と僅少です。
7. 鈴木久和氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、再任いただいた場合も、独立役員とする予定です。
8. 田中信重氏につきましても、原案通り承認可決されましたら、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定です。



#### **第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)報酬額改定の件**

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額は2019年12月19日開催の第19回定時株主総会において、年額120,000千円以内(うち社外取締役分は、20,000千円以内。使用人分は含まない)とご承認いただき、今日に至っておりますが、この度、経済情勢や経営環境の変化により、取締役の責務や期待される役割がますます拡大していることを考慮し、その職責と成果に基づく公平かつ公正な処遇を実現するため、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額を年額180,000千円以内(うち社外取締役分は、30,000千円以内。)に改定させていただきますと存じます。

本議案における報酬等の額の改定は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の取締役会の構成、員数等を踏まえ、取締役会で審議したものであり、相当であると判断しております。

なお、現在の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は6名(うち社外取締役は1名)であり、本総会において第2号議案が原案どおり承認可決された場合、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は6名(うち社外取締役は1名)となります。

## 第5号議案 退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

当社は、役員報酬体系の見直しの一環として、役員退職慰労金制度を廃止することに伴い、在任中の取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名（うち社外取締役は0名）に対し、それぞれの就任時から本総会終結の時までの在任中の功労に報いるため、当社所定の基準による相当額の範囲内で、退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

また、贈呈の時期、具体的な金額、支給の方法等につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

なお、本議案の内容につきましては、取締役として当社の業績及び企業価値の向上に尽力したために贈呈するものであり、所定の基準により、役位、報酬月額、在任期間及び功労を勘案の上、支給額を確定いたしますので、相当であると判断しております。

打ち切り支給の対象となる取締役の略歴は、次のとおりです。

氏名	略歴
鈴木 正彦	2020年12月 当社取締役会長 2022年11月 当社代表取締役会長（現在に至る）
押見 正雄	2003年4月 当社取締役 2007年4月 当社専務取締役 2008年6月 当社代表取締役専務 2013年4月 当社代表取締役社長（現在に至る）
田中 克己	2013年12月 当社取締役 2016年12月 当社常務取締役（現在に至る）
櫻井 敦史	2018年12月 当社取締役 2022年2月 当社常務取締役（現在に至る）
及川 直昭	2022年12月 当社取締役（現在に至る）

以上

# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号 渋谷ソラスト4階  
渋谷ソラストコンファレンス4D



交通：J R山手線／J R埼京線／東京メトロ銀座線／東京メトロ半蔵門線／  
東京メトロ副都心線／東急東横線／東急田園都市線／京王井の頭線  
各線 渋谷駅

J R渋谷駅「西口」から徒歩6分

J R渋谷駅「ハチ公口」から徒歩7分

J R渋谷駅直結渋谷マークシティ4F「道玄坂上方面出口」から徒歩2分

※駐車場の用意がございませんので、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。